

## 市税に係る減免措置調査票

|  |  | 所属名   | 都市整備局 |
|--|--|---|-------|
| ① 減免対象                                     | 市税の税目<br>(該当に○印)   | 個人市民税・法人市民税 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">固定資産税</span><br>軽自動車税・事業所税         |       |
|  | 減免内容<br>(該当条例等)  | 仮換地に他人の工作物等がある土地<br><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">条例</span> 第71条第1項第2号<br>規則 |       |
|  |  | (1) 政策目的<br>土地区画整理事業の施行のため。   |       |
| ② 財政支援の必要性                                 | (2) 支援の必要性(理由)<br>土地区画整理事業の施行に際し、仮換地内に他人の工作物等があり、一時的に使用収益できない場合があるため。  |   |       |
| ③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無 | <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span> • 無  |   |       |
| ④ ③で「有」とした場合、その理由                          | 当該土地所有者の土地が一時的に使用できなくなるため、固定資産税を減免する必要がある。   |   |       |
| ⑤ 固定資産税を補償する必要があるのか？                       | • 基本的に、実際に使えない土地に対する通常生ずべき補償であり、固定資産税の減免がなくなった場合、固定資産税相当額を含んだ補償が必要になると考える。   |   |       |
| ⑥ 本市施行以外の場合の取扱いについて本市の財政支援が必要なのか？          | 市税条例第71条第1号から第3号の規定の本市施行以外への適用については、施行主体に関わらず実質的に使えない(使用収益できない)土地であること、本来、本市が整備すべき公共施設の整備などの公共貢献を施行者(本市以外)が行う際に生ずるものであることから、土地区画整理担当部署として本市施行と同様に、当然減免規定の適用が必要であると考える。 |   |       |